

第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）についての 市民からの意見公募の結果（案）

【資料1】

令和2年11月18日（水）から同年12月18日（金）まで実施された第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- | | | | | | |
|---|--------------------------|--------|----|-----|-----|
| 1 | 意見提出者及び意見の数 | 意見提出者数 | 1名 | 意見数 | 6項目 |
| 2 | 提出された意見及びこれ
に対する市の考え方 | 別紙のとおり | | | |

第5次春日井市障がい者総合福祉計画市民意見公募 提出された意見及び市の考え方

1 計画に対する意見

区分	意見	考え方
1 第4章 1 生活支援 2 障がい児の支援	「基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。」という取り組みについて、「助言」とは具体的にどのようなことを指すのか。第4次計画でも同様の記述があったが、計画相談支援の100%実施に向けてどのように寄与しているのか分かりにくいと思う。	助言については、地域自立支援協議会の相談支援連携部会において、基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターと指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所で、連携強化のための情報交換を行ったり、ニーズに沿った研修を実施しています。こうした取り組みにより、計画作成が更に効果的・効率的に行われるようになり、計画相談支援の利用率向上に寄与しているものと考えています。
2 第4章 1 生活支援	アンケート結果からも、土日のニーズが高く利用できない人がいるなど移動支援の不足が明らかになっているが、「取り組み」に具体的な記述がない。積極的に整備を進めてほしい。	ご意見を踏まえ、次のように取り組みを追加します。 「移動支援にかかるヘルパーの増員について、事業所への働きかけを行います。」【P43 ②地域生活支援事業の充実 イ】
3 第4章 1 生活支援	「多機関の協働により、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に向けた検討を行います。」という取り組みについて、「不登校児」も明記してほしい。「児童」に含まれているとは思いますが、課題として認識されるようにしてほしい。	重層的・包括的な相談支援においては、不登校児やひきこもりの支援も行うこととしていることから、ご意見を踏まえ、取り組みを次のように改めます。 「多機関の協働により、高齢者、障がい者、児童、不登校児、ひきこもり、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に向けた検討を行います。」 また、内容が重複することから「ひきこもりの人の支援機関と連携を図ります。」を削除します。【P43 ②地域生活支援事業の充実 カ】
4 第4章 2 障がい児の支援 4 教育	「特別支援教育連携協議会の設置を進めます。」という取り組みについて、第4次計画でも同様の記述があったが、進捗が見えないので具体的な進め方を記述してほしい。	「取り組み」については、取組事項を簡潔に記載することとしておりますので、原案のままいたします。なお、進捗につきましては、障がい者施策推進協議会において報告し、協議内容を市ホームページで公表します。

区分	意見	考え方
5 第4章 1 生活支援 2 障がい児の支援	<p>アンケートにも社会資源の不足が挙がっており、解決困難事例があると思われる。地域自立支援協議会などで報告されているが、事例検討だけでなく、実際にどのように解決していくかまでを話し合う場が必要だと思う。</p>	<p>困難事例については、地域自立支援協議会で報告されたものを、その都度、部会や連絡会において具体的に話し合うこととしています。</p>
6 第5章 3 広報・啓発活動の推進	<p>サービスの充実等、施策が広く行き渡ることは大変ありがたいが、私たち利用する側も受け身に徹することなく、情報を正しく受け取り、利用できるようになることが必要だと思う。障がいのある人もない人も施策に関心を寄せられるよう、この計画の概要版が簡単に手元に届くようにしてもらいたい。</p>	<p>概要版は必要な人に無料で配布していますが、ご意見を踏まえ、今後は市ホームページに概要版も掲載します。</p>